

「群馬県小平発電所など水力発電所6か所で発電する電力の売却」に係る入札質問回答書

会社名：

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
1	09_（案）電力受給契約書	3	第11条	（電力料金の支払）	契約後に毎月お送りする計量値のお知らせの提出資料について 電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	電子印で構いません。	R7.9.26
2	09_（案）電力受給契約書	2	第9条5	（売却電力量の計量）	【設備工事について】 契約期間内に電力量計交換含め受注者が費用を負担する設備工事の予定はありますでしょうか。	計量器の交換については、「09_（案）電力受給契約書」第9条第5項に記載のとおりです。 その他設備工事について、買受人が負担する予定はございません。	R7.9.26
3	09_（案）電力受給契約書	3	第12条	（非化石価値の取扱い）	設備IDの認定をされている場合設備IDと運転開始日を、認定されていない場合は運転開始日をご教示ください。 また、設備IDの認定がされていない場合は、非化石価値確認手続きの際に電源登録が必要となりますが、資料等をご提供していただくことは可能でしょうか。	設備IDについては、落札者にお伝えします。設備IDの有無と運転開始日は別添のとおりです。 設備IDが登録されていない場合、登録に必要な資料は提供いたします。	R7.9.26
4	09_（案）電力受給契約書	3	第12条	（非化石価値の取扱い）	第2項にて「非化石認定に係る申請等については、発電事業者が必要となる手続き及び費用の負担は甲が行うこととする。」とありますが、落札者となった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費用の負担することは可能でしょうか。	買受人による申請でも差し支えありません。	R7.9.26